身体障害者補助犬給付審査会設置要綱

（目　的）

第１条　東京都身体障害者補助犬給付要綱に定める身体障害者補助犬の給付に当たって給付候補者、補欠候補者及び委託事業者を厳正かつ公平に選考するため、身体障害者補助犬給付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（審議事項）

第２条　審査会は、次に掲げる事項について審議する。

（１）身体障害者補助犬給付候補者及び補欠候補者の選考

（２）身体障害者補助犬育成等の委託事業者の選定

（３）その他必要と認められる事項

２　身体障害者補助犬再給付候補者において、前回給付時と居住環境に変更がない場合は、福祉局障害者施策推進部企画において審査を行い、審査会へ報告する。

（組　織）

第３条　審査会は、委員長及び委員若干名をもって組織し、それぞれに次に掲げる職にある者をこれに充てる。

委員長　共生社会推進担当課長

委　員　企画課長

地域生活支援課長

その他委員長が必要と認めた者

２　審査会は、審査に必要な場合において、心身障害者福祉センターに意見を求めることができる。

（運　営）

第４条　委員長は、審査会を代表して会務を総理する。

２　審査会に副委員長を置くことができる。副委員長は委員長が指名する者をもって充てることができることとし、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（召　集）

第５条　審査会は、必要の都度、委員長が関係委員を招集する。

（庶　務）

第６条　審査会の庶務は、障害者施策推進部企画課社会参加推進担当で処理する。

（その他）

第７条　この要綱で定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は委員長が定める。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月６日から施行する。